

請 負 契 約 書

契約の名称 鳥取大学（医病）RO水精製装置保全業務

請負代金額 金 円也
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円也)

発注者 国立大学法人鳥取大学 学長 原田 省 と受注者 との間において、上記の保全業務（以下「業務」という。）について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別冊仕様書に基づき発注者の指定する職員の指示により、業務を行うものとする。

第2条 業務物件の設置場所は、次のとおりとする。

設置場所 米子市西町36番地1 国立大学法人鳥取大学米子団地構内

第3条 契約期間は契約締結日の翌日から令和9年3月31日とする。

第4条 請負代金は、当月分を完了後に翌月末までに別紙内訳書のとおり2回に支払うものとする。

2 請負代金のうち消費税相当額は消費税法第28条第1項及び第29条並びに消費税法第72条の82及び第72条83の規定による額とする。

第5条 請負代金の請求書は国立大学法人鳥取大学米子地区事務部施設環境課に送付するものとする。

第6条 受注者は、仕様書に定めるもののほか、RO水精製装置（以下「装置」という。）の故障その他の事由により発注者から呼出通知のあったときは、ただちに技術員を派遣し所要の業務を行うものとする。

第7条 業務を実施したときは、業務報告書を国立大学法人鳥取大学米子地区事務部施設環境課に提出するものとする。

第8条 請負代金には、仕様書に定める部品等の取替費用を含むものとする。ただし、それ以外の部品等の取替え、修理を必要とするときは、受注者は発注者に報告のうえ、指示に従って所要の修理を行うものとし、これに要した経費は発注者が別途支払うものとする。

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱については、別記「個人情報取扱業務委託特記事項」（以下「特記事項」という）を遵守しなければならない。

第10条 受注者は、故意又は重大な過失及び契約条項に違反し、発注者又は第三者に損害を与えたとき及び特記事項に反していると発注者が認めた場合は、その損害を賠償しなければならないものとする。

第11条 発注者に特別な事情が生じたとき又は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解約することができるものとする。

(1) 受注者が正当な理由なくしてこの契約の全部又は一部を履行しないとき

(2) 受注者がこの契約を履行することができないと明らかに認められたとき

(3) 受注者がやむを得ない事由により、契約の解約を申し出たとき

(4) 前各号のほか、受注者がこの条約の条項に違反したとき

2 契約期間中において、発注者又は受注者に特別な事情が生じたときは、事前に相手方に文書をもって通知し、この契約を変更することができるものとする。

第12条 前条により、契約が月の中途で解約又は変更されたときの当該月の請負代金は、次の算式により算出（1円未満は切り捨てるものとする。）するものとする。

(1) 解約又は変更前日までの請負代金

当該月の請負代金額×当該月における解約又は変更前日までの業務日数 / 当該月の要業務日数

(2) 変更後の請負代金

変更後の当該月の請負代金額×当該月における変更日後の業務日数 / 当該月の要業務日数

第13条 契約保証金は、免除する。

第14条 この契約について必要な細目は、国立大学法人鳥取大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第15条 発注者は、受注者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋その他の反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく本契約を解除することができるものとする。

2 発注者が前項の規定により契約を解除した場合には、発注者はこれによる受注者の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定より発注者が本契約を解除した場合には、受注者は発注者に対し、請負代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払うものとする。

第16条 この契約について、発注者、受注者間に紛争を生じたときは、双方協議のうえ、これを解決するものとする。

第17条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者、受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者、受注者は次に記名し印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 鳥取市湖山町南4丁目101番地
 国立大学法人鳥取大学
 学 長 原田 省

受注者